

平成30年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A(平成30年1月31日掲載)

No	種別	質問内容	回答
103	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【仕様書第1の4 事業実施地域及び事業規模】 就職氷河期無業者総合サポートプログラムに関し、仕様書別表1「平成30年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」における常設サテライトには、「○」が付されていないが、常設サテライトにおいても就職氷河期無業者総合サポートプログラムは実施してよいか。 (地域の実情を考えれば、常設サテライト地域も45歳未満とした方が運営しやすい。)</p>	<p>常設サテライトを設置することとしている実施地域において就職氷河期総合サポートプログラムを実施することとなっている場合は、必ずしも常設サテライトにおいて当該プログラムを実施することまでを求めるものではないが、少なくとも、常設サテライトの対象地域を含めた事業展開を図ること。 例えば、県全域を対象地域として、本所1か所、常設サテライト1か所を設置することとされている調達番号において就職氷河期無業者総合サポートプログラムを実施することとされている場合、当該プログラムについては、本所に集約して実施することも可能であること。</p>
105	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【仕様書第2の1(7)、第2の2(7) 相談支援窓口の設置】 質問No34に関連して、SNSの有料版に係る使用料は、「基盤的支援メニューに属する経費」と「実践的支援メニューに属する経費」のどちらから支出するべきか。</p>	<p>SNSの有料版に係る使用料については、基盤的支援メニューに属する経費として支出すること。</p>
104	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【仕様書第2の1(7)、第2の2(7) 相談支援窓口の設置】 質問No34に関連して、IT(ビデオ通話等)を活用した相談環境を整備するにあたり、カメラ・マイク等の周辺機器がない場合は、消耗品として購入することは可能か。</p>	<p>パソコンの周辺機器については、原則として賃貸借契約により調達することとなっている。また、通常業務用を使用するパソコンとは別に、タブレットにより対応する方法も可能であり、その場合、タブレット本体は賃貸借契約により、通話等の通信料は通信運搬費として支出することも考えられる。</p>
106	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【仕様書第2の3(1) 総括コーディネーター】 総括コーディネーターの件費は、「基盤的支援メニュー」で措置することとなっているが、総括コーディネーターは、実践的支援メニューの業務には従事できないということか。 ※情報管理員も同様。</p>	<p>総括コーディネーターの配置に係る経費については基盤的支援メニューにかかる経費により措置するとされているが、総括コーディネーターは、サポステ事業に責任者として、当然に全ての業務に携わることができるものであること。</p>
107	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【仕様書第2の3(2) 相談支援員・キャリアコンサルタント】 「総括コーディネーターがキャリアコンサルタントである場合を除き、…少なくとも1名はキャリアコンサルタントとすること。」とあるが、総括コーディネーターがキャリアコンサルタントである場合は、相談支援窓口及び常設サテライト窓口にキャリアコンサルタントを配置しなくてもよいという理解でよいか。 その場合、総括コーディネーターが支援メニューに携わらないとしても、キャリアコンサルタントを配置しなくてもいいという理解でよいか。</p>	<p>競争参加資格としては、調達番号(事業実施地域)の単位で、キャリアコンサルタント資格を有する者を配置することであり、キャリアコンサルタント資格を有する総括コーディネーターを配置する時点で要件を満たすこととなる。 つまり、総括コーディネーターがキャリアコンサルティング資格を有するにも関わらず支援メニューに携わらない場合にキャリアコンサルタントを配置しない又は常設サテライトにはキャリアコンサルタントを配置しないとした場合であっても競争参加資格上問題はないため、本事業を実施する上でのキャリアコンサルタントの配置の必要性を適切に判断した上で提案されたい。</p>

108	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【第3の3(2)職業的自立支援プログラムに基づく支援の実施】 「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の違いについて、説明いただきたい。</p>	<p>平成29年度現在、サポステで実施している相談支援事業、職場体験・就職支援事業及び定着・ステップアップ事業について、相談支援事業に統合した上で、基盤的支援メニューと実践的支援メニューに再編・大括り化を行っているものである。</p> <p>これに伴い、予算の区分も事業ごとに3区分(集中訓練プログラム事業を行っている場合は4区分)であったものが、2区分(集中訓練プログラム事業を行っている場合は3区分)となり、区分経理の制限の改善(経費の融通)が図られている。</p> <p>なお、基盤的支援メニュー及び実践的支援メニューの分類の考え方は以下のとおりであるが、具体的な支援内容については、仕様書を確認すること。</p> <p>【基盤的支援メニュー】 就職活動に向けた準備段階における基盤的な支援を実施する。いわば川上支援との位置づけ。</p> <p>【実践的支援メニュー】 基盤的支援メニューの成果を踏まえ、より実践的な就職に向けた支援プログラムを実施する。いわば川下支援との位置づけ。</p>
109	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【第3の3(2)職業的自立支援プログラムに基づく支援の実施】 「自己を知ることに関するメニュー」として、 (e) 生活習慣の改善 (f) 身だしなみ とあるが、それぞれどのような内容を想定しているのか。</p>	<p>(e)生活習慣の改善は、夜型の生活リズムの改善等、就職活動を行うために必要な規則正しい生活習慣を身につけるためのプログラムを想定している。</p> <p>(f)身だしなみは、就職活動(面接等)の際に求められる服装、髪型、清潔感等を身につけるためのプログラムを想定している。</p>
110	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【第3の5(3)定着・ステップアッププログラム】 仕様書において「過年度における就職者であって、事業実施期間中に定着・ステップアップ支援を希望する者も含まれる」とあるが、就職後6か月利用がなく、7か月目以降に在職している状況で定着・ステップ支援を希望された場合も含むのか。</p>	<p>サポステの支援を受けて就職した者については、就職後6か月間利用がなく、7か月目以降に在職している状況で定着・ステッププログラムによる支援を希望した場合も、支援対象に含むものとする。</p>
111	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【第3の8(1)地域における若者支援機関等関係機関とのネットワークの構築及び維持】 仕様書において「既に地方公共団体が主体となって構築しているネットワーク等がある場合、当該ネットワークを活用することを妨げるものではないこと」とあるが、サポステ主体のネットワーク会議を実施することは必須ではないという理解でよいか。</p>	<p>ご質問のとおり、既に構築されているネットワーク等を活用することによって、定期的なネットワーク会議を開催するなど担当者レベルでの恒常的な連携が図られるのであれば、新たにサポステ主体の会議を開催する必要はない。</p>
112	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【第5の2(1)体制費】 同一の相談支援員が、同じ日に「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の両方の業務に従事した場合は、それぞれの業務に従事した時間数に応じて人件費を按分するという考え方でよいか。</p>	<p>ご質問のとおり、同一の相談支援員が、同じ日に両方の業務に従事する場合は、仕様書第3の2(2)カにあるとおり、それぞれの業務に要した時間等により適切に按分すること。</p>
113	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【第5の2(1)体制費】 同一の相談支援員が、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の両方に従事する予定である場合、それぞれの業務に従事する見込みの時間の割合で按分することになるが、健康保険料・厚生年金保険料について、以下の考え方により積算していいか。 正：月額給与額の標準報酬月額に基づいて保険料を算出した上で、当該保険料を、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の従事割合により按分する。 誤：月額給与額を、「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」の従事割合により按分し、当該給与額の標準報酬月額により「基盤的支援メニュー」と「実践的支援メニュー」のそれぞれの保険料を算出する。</p>	<p>ご質問のとおり、健康保険料や厚生年金保険料については、まず給与の月額に応じた標準報酬月額により保険料を算出した上で、当該保険料を適切な割合で按分することにより「基盤的支援メニューに属する経費」として計上する保険料、「実践的支援メニューに属する経費」として計上する保険料をそれぞれ算出されたい。</p>

114	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【第5の2(2)活動事務費】 旅費について、基盤的支援メニューに属する経費は「該当なし」となっているが、総括コーディネーターのネットワーク構築等の旅費は、実践的支援メニューに属する経費から支出するという理解でよいか。 また、基盤的支援メニューにのみ従事する総括コーディネーター以外の相談支援員・キャリアコンサルタントに係る旅費は支出できないということか。</p>	<p>旅費について、「基盤的支援メニューに属する経費」は「該当なし」としているのは、基盤的支援メニューに従事する相談支援員等に係る旅費は支出対象経費とはならないという趣旨ではなく、本事業に係る旅費については全て「実践的支援メニューに属する経費」として支出(折半ではなく全額雇用勘定で支出)するという趣旨である。 よって、総括コーディネーターのネットワーク構築等の旅費はもとより、基盤的支援メニューに関する業務に従事する相談支援員等に係る旅費についても「実践的支援メニューに属する経費」として支出することとなる。</p>
115	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【第5の2(2)活動事務費】 「プログラムを実施する際の外部会議室等に係る利用料は、サポステ利用者のみを対象とするプログラムに限り支出対象経費として認める」とあるが、サポステ登録の利用説明会や働くことに関するセミナーなど、これから利用が見込まれる方を対象とした場合は、外部会議室利用料は支出対象経費として認められるか。</p>	<p>プログラムとして実施する際の外部会議室利用料については、サポステ利用者のみを対象とするものに限り支出対象経費として認めるが、サポステに登録する際の不安感を解消するために事前に利用説明会を開催するなど、サポステ登録者を増加させるための取り組みや周知広報の一環と捉えることができるものについては、サポステ登録者のみを対象とものに限らず支出対象経費として認める。 ただし、過剰に外部会議室を利用することにより、本来必要な支援が実施できなくなること、必要最低限の回数に留めること。</p>
116	6 その他(仕様書第6関係)	<p>【第6の5(11)再委託】 仕様書において、「委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務執行部分は再委託してはならない。」とあるが、それ以外の、例えば常設サテライトの運営に関しては再委託は可能か。</p>	<p>常設サテライト窓口については、基本的には相談支援窓口と同様の支援を実施するものであり、相談支援窓口と常設サテライト窓口は同一団体によって一体的に運営することが期待されるものであることから、常設サテライト窓口について再委託することは想定していないものであること。</p>
117	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1)提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 定款、寄付行為を添付することとなっているが、現在の定款には、「地域若者サポートステーション事業を実施」する旨の目的の規定がない。 この場合、定款を変更する必要があるか。</p>	<p>現在の定款において本事業を受託するために必要な事業目的がない場合には、会社法、一般法人法等それぞれの法律に基づき適切に対応されたい。 なお、本事業を受託するに当たって、必ずしも直接的に「地域若者サポートステーション事業の実施」に関する規定は必要なく、例えば、 ・就労支援に関する事業 ・職業紹介事業及びこれに附帯関連する事業 など、「若者の就労支援」を含むより広い概念の記載があれば足りるものとする。</p>
118	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1)提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 NPO法人として平成29年度事業を受託したが、社会福祉法人を設立して事業を承継(NPO法人は解散)している場合、決算関係書類や過去2年間の保険料の領収書(写)等はどうすればいいか。</p>	<p>承継先法人において、所定の資料を用意できない場合は、承継元法人における決算関係書類や過去2年間の保険料の領収書(写)等を添付されたい。</p>
119	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【7】企画提案団体について(5)平成29年度事業実績(4～12月)と自己評価 平成29年度の利用者満足度を記載する欄があるが、現時点では把握していないが、提供してもらえるのか。</p>	<p>平成29年度における利用者満足度については、都道府県労働局より、平成29年度事業受託者に対し提供する。</p>
120	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【7】企画提案団体について(6)過去3年間の運営実績 平成26年度から平成28年度までの運営実績を記入することとなっているが、平成27年度から平成29年度までの誤りではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、誤りであるので、修正版を厚生労働省HPに掲載する。</p>

121	8 提案書関係(提案書 様式関係)	【スタッフ名簿】 結婚等に伴い姓が変わったが、キャリアコンサルタント資格証明書が旧姓の場合、どのよう にしたらよいか。	氏名に変更があった場合は、再交付を申請することとなっているので、適切に手続きを行 われたい。 なお、提案書段階におけるスタッフ名簿については、変更後の姓を記載した上で、備考欄 に「再交付申請済み(予定)」等を記載されたい。
122	8 提案書関係(提案書 様式関係)	【スタッフ名簿】 記入上の注意の3点目について、①～⑦から一つ選択することとなっているが、①～⑤の 誤りではないか。	ご指摘のとおり、誤りであるので、修正版を厚生労働省HPに掲載する。